



ＪＡＳ法¹の規定に基づく品質表示基準の改正に係る答申について

平成23年3月23日
内閣府消費者委員会事務局

平成22年11月4日付けで内閣総理大臣から諮問のあった、加工食品品質表示基準の改正については消費者委員会食品表示部会で審議を行い、平成23年3月9日の第8回食品表示部会で結論が得られたことを受け、本日付けで消費者委員会委員長より内閣総理大臣あてに答申を行った。

1. 上記諮問に関して行われた第8回食品表示部会までにおける審議内容は以下の通り。

○ 加工食品品質表示基準の改正

・諮問された改正案について、その案のとおり改正することが適当であるとされた。

2. 第8回食品表示部会において結論が得られた上記の品質表示基準の改正については、本日、消費者委員会委員長から以下を内容とする答申が行われた。

○ 加工食品品質表示基準の改正

・諮問された改正案について、その案（別添資料1）のとおり改正することが適当である。

別添資料1：加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）
一部改正（案）新旧対照表

【本件問い合わせ先】内閣府 消費者委員会事務局

担当：森繁・山田

電話：03-3507-8855

FAX：03-3507-9989

¹ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）

加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(加工食品の義務表示事項) 第3条 (略)</p> <p>別表2 (第3条関係) 1～7 (略)</p> <p><u>8</u> <u>黒糖及び黒糖加工品</u></p> <p><u>9</u> こんにゃく</p> <p><u>10</u> 調味した食肉 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。)</p> <p><u>11</u> ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵 (缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)</p> <p><u>12</u> 表面をあぶった食肉</p> <p><u>13</u> フライ種として衣をつけた食肉 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。)</p> <p><u>14</u> 合挽肉その他異種混合した食肉 (肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む。)</p> <p><u>15</u> 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類 (細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。)</p> <p><u>16</u> 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類</p> <p><u>17</u> 調味した魚介類及び海藻類 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)</p> <p><u>18</u> <u>こんぶ巻</u></p> <p><u>19</u> ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類 (缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)</p> <p><u>20</u> 表面をあぶった魚介類</p> <p><u>21</u> フライ種として衣をつけた魚介類 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。)</p> <p><u>22</u> 4又は<u>14</u>に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの (切断せずに詰め合わせたものを除く。)</p>	<p>(加工食品の義務表示事項) 第3条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 別表2に掲げる加工食品 (輸入品を除く。以下「対象加工食品」という。) にあつては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、第1項各号に掲げるもののほか、原料原産地名とする。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>別表2 (第3条関係) 1～7 (略)</p> <p><u>8</u> こんにゃく</p> <p><u>9</u> 調味した食肉 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。)</p> <p><u>10</u> ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵 (缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)</p> <p><u>11</u> 表面をあぶった食肉</p> <p><u>12</u> フライ種として衣をつけた食肉 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。)</p> <p><u>13</u> 合挽肉その他異種混合した食肉 (肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む。)</p> <p><u>14</u> 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類 (細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。)</p> <p><u>15</u> 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類</p> <p><u>16</u> 調味した魚介類及び海藻類 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)</p> <p><u>17</u> ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類 (缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)</p> <p><u>18</u> 表面をあぶった魚介類</p> <p><u>19</u> フライ種として衣をつけた魚介類 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。)</p> <p><u>20</u> 4又は<u>13</u>に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの (切断せずに詰め合わせたものを除く。)</p>